

整理番号 49

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2020年4月30日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 5月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

$$(70,000円 + ⑦330円) \times 80\% = 56,264円$$

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

◎お取引金額をお確かめください。
◎お取引後残高欄の金額欄頭に「-」印がある場合はお借入残高を意味します。

お取引日 2-04-30 取扱店番 095 42 1788
金融機関コード 口座番号

万円 5千円 2千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円
7 3 3

お取引内容 お振り込み お取引金額
お振り込み ¥70,000

取扱時間 受付番号 お取引後残高
14:49 0099

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ¥330 手数料 ¥0

ご依頼人 電話 090-3310-9234
ナカガワヒロシ 様

お釣 ¥0



《さいしん》からのご案内 裏面をご覧ください

場合は、別紙を使用すること。
すこと。)

※ 領収書等貼付欄に記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居
 事業用
 貸室
 建物
 新規
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	[Redacted]
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建		事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月	間取	
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし	駐輪場	なし

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日	～	2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	-----------	---	---------------------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐輪場	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0 円
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0 円
その他		0 円	その他		0 円	その他		0 円
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000 円

料支払方法は、乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	(3 年間)
----	-------------------	----------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 23

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2020年5月22日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 6月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	--------------------------------

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

$$(70,000円 + 330円) \times 80\% = 56,264円$$

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

◎お取引金額をお確かめください。
◎お取引後残高欄の金額欄部に「-」がある場合はお値入残高を扱われます。

お取引日 2-05-22 取扱店番 095 41 0552 取扱番号

金融機関コード 口座番号

万円 5千円 2千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円

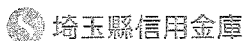
お取引内容 お振り込み お取引金額 ¥70,000

取扱時間 受付番号 14:26 0018 お取引後残高

ご案内またはお振込内容 振込手数料 ¥330 手数料 ¥0

ご依頼人 電話 090-3310-9234 ナカガワヒロシ 様

お釣 ¥0



- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居
 事業用
 貸室
 建物
 新規
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	[REDACTED]
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日	～	2023年3月31日	(3 年間)
----	---------	----	-----------	---	------------	----------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐車場	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0 円
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0 円
その他		0 円	その他		0 円	その他		0 円
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	(3 年間)
----	-------------------	----------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居
 事業用
 貸室
 建物
 新規
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	[REDACTED]
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示					
名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし	駐輪場	なし

頭書2 契約種類、期間					
種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日	(3 年間)	

頭書3 条件					
賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。				
用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人

頭書4 更新に関する事項					
更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)				

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号	22
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2020年7月27日	支出額	56,264 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃 8月分		
※使途基準の「主な例」を参考に記載			

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

$$(70,000円 + 330円) \times 80\% = 56,264円$$

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

- ◎お取引金額をお確かめください。
- ◎お取引後残高欄の金額順部に「J」印がある場合はお借入残高を表わします。

お取引日	取扱い店番	総番	取扱い番号
2-07-27	095	41	0695
金融機関コード	口座番号		
万円	5千円	2千円	千円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
7	3	3	
お取引内容	お取引金額		
お振り込み	¥70,000		
取扱時間	受付番号	お取引後残高	
13:00	0038		

振込手数料 ¥330 手数料 ¥0

ご依頼人 電話 090-3310-9234
ナカガワヒロシ 様

お釣 ¥0

埼玉縣信用金庫

「キャッシュ」からのご案内
裏面をご覧ください

ない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居
 事業用
 貸室
 建物
 新規
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	[REDACTED]
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日	～	2023年3月31日	(3 年間)
----	---------	----	-----------	---	------------	----------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐車場	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0 円
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0 円
その他		0 円	その他		0 円	その他		0 円
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし	駐輪場	なし

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2020年9月15日他	支出額	1,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	-------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

議員本人

領収書

領収書

9/15 600円

9/16 400円

1,000円

車室 No.14

車室 No.20

入庫時刻 09月15日 10時32分
精算時刻 09月15日 20時20分

入庫時刻 09月16日 10時35分
精算時刻 09月16日 15時25分

受領金額 600円
2020年09月15日20時20分 発行

受領金額 400円
時間券(S01) 1枚
2020年09月16日15時25分 発行

マルエツ入間川店第2駐車場

マルエツ入間川店第2駐車場

⑤ 中川 浩

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 20

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2020年9月15日他	支出額	1,800 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

途	駐車場代 (事務所スタッフ) ※使途基準の「主な例」を参考に記載
---	-------------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

領収書

-----車室 No.37-----

入庫時刻 09月15日 10時3分
精算時刻 09月15日 16時07分

受領金額 900円
2020年09月15日16時08分 発行

-----マルエツ入間川店第1駐車場-----

領収書

-----車室 No.37-----

入庫時刻 09月21日 10時52分
精算時刻 09月21日 16時20分

受領金額 900円
2020年09月21日16時20分 発行

-----マルエツ入間川店第1駐車場-----

9/15 900円
9/21 900円

1800円

⑤ 中川 浩

⑤ 中川 浩

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

25

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2020年9月28日	支出額	56264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

途	事務所家賃 10月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

$$(70,000円 + ⑦330円) \times 80\%$$

$$= 56,264 円$$

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

- お取引金額をお確かめください。
- お取引後残高欄の金額が印字部に「-」印がある場合はお借入残高を示します。

お取引日	2-09-28	取扱店番	095 41	取扱番号	0763
金融機関コード		口座番号			

万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円
7							3	3	

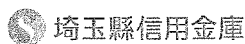
お取引内容	お取引金額
お振り込み	¥70,000

取扱時間	受付番号	お取引後残高
14:30	0036	

ご案内またはお振込内容
 振込手数料 ¥330 手数料 ¥0

ご依頼人 電話 090-3310-9234
 ナカガワヒロシ 様

お釣 ¥0



- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居
 事業用
 貸室
 建物
 新規
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建		事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月	間取	
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし	駐輪場	なし

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐輪場	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0 円
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0 円
その他		0 円	その他		0 円	その他		0 円
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 5

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 ⑩:交通費

支出年月日	2020年10月5日	支出額	900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 駐車場代 (29-7)
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

領収書

-----車室 No.4-----

入庫時刻 10月05日 10時57分
精算時刻 10月05日 16時07分

受領金額 900円
2020年10月05日16時07分 発行

-----マルエツ入間川店第1駐車場-----

⑤ 中川 浩

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	13
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 ⑩: 交通費

支出年月日	2020年10月10日	支出額	400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所 駐車場代 ※ 使途基準の「主な例」を参考に記載
-----	--------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

事務所へ
駐車場代(本人)

領収書

-----車室 No.14-----

入庫時刻 10月10日 10時46分
 精算時刻 10月10日 17時58分

受領金額 400円
 時間券(S01) 1枚
 2020年10月10日17時58分 発行

-----マルエツ入間川店第2駐車場-----

⑤ 中川 浩

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 交通費

支出年月日	2020年10月18日	支出額	1900円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

伝 途	事務所駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
-----	------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	議員本人 事務所へ
---------	--------------	-----------

領収書

車室 No.28

入庫時刻 10月17日 11時06分
精算時刻 10月18日 00時15分

受領金額 1900円
2020年10月18日00時16分 発行

マルエツ入間川店第1駐車場

⑤
中
川
浩

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 26

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 ; 交通費

支出年月日	2020年10月22日	支出額	900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	-------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	スタッフ用 勤務のため
---------	--------------	-------------

領収書

-----車室 No.12 -----

入庫時刻 10月22日 11時01分
精算時刻 10月22日 17時22分

受領金額 900円
時間券(S01) 1枚
2020年10月22日17時22分 発行

⑤
中川 若

-----マルエツ入間川店第1 駐車場 -----

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 35

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2020年10月26日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 11月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

$$(70,000 \text{円} + \text{¥}330 \text{円}) \times 80\% = 56,264 \text{円}$$

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。
 ◎お取引金額をお確かめください。
 ◎お取引後残高欄の金額欄頭に「-」印がある場合はお借入預金を表わします。

お取引日 2-10-26 取扱店番 095 41 1507 取扱番号
 金融機関コード □ 口座番号

万円 5千円 2千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円
 7 3 3

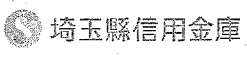
お取引内容 お取引金額
 お振り込み ¥70,000

取扱時間 受付番号 お取引後残高
 14:21 0048

ご案内またはお振込内容
 振込手数料 ¥330 手数料 ¥0

ご依頼人 電話 090-3310-9234
 ナカガワヒロシ 様

お釣 ¥0



キャッシュサービスご利用明細

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐輪場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 42

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 ⑩:交通費	

支出年月日	2020年10月29日	支出額	400円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-------------	-----	---------------------------

用途	馬主車場代 (事務所) ※用途基準の「主な例」を参考に記載
----	----------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

議員本人車用
馬主車場代 400円

領収書

-----車室 No.23-----

入庫時刻 10月29日 11時55分
精算時刻 10月29日 22時32分

受領金額 400円
時間券(S01) 1枚
2020年10月29日22時32分 発行

⑤
中
川
浩

マルエツ入間川店第2駐車場

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 43

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 ⑩交通費

支出年月日	2020年10月30日	支出額	100 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

⑩ 途	事務所 駐車場代 ※ 使途基準の「主な例」を参考に記載
-----	--------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

議員本人

領収書

-----車室 No.49-----

入庫時刻 10月30日 15時24分
精算時刻 10月30日 16時43分

受領金額 100円
2020年10月30日16時43分 発行

⑤ 中川浩

-----マルエツ入間川店第2駐車場-----

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 27

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2020年11月26日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 12月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

$$(70,000円 + (〒)330円) \times 80\%$$

$$= 56,264円$$

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

◎お取引金額をお確かめください。
◎お取引後残高の金額誤りに「印」がある場合はお届入紙を要します。

お 取 扱 日 取 扱 店 番 号 取 扱 番 号
2-11-26 095 41 0140

金融機関コード □ 座 番 号

万円 5千円 2千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円
7 3 3

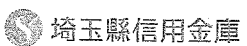
お 取 引 内 容 お 取 引 金 額
お振り込み ¥70,000

取扱時間 受付番号 お取引後残高
14:55 0024

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ¥330 手数料 ¥0

ご依頼人 電話 090-3310-9234
ナカガワヒロシ 様

お 釣 ¥0



「さいしん」からのご案内 裏面をご覧ください

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 30

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 ⑩:交通費	

支出年月日	2020年11月26日	支出額	600 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

伝 途	事務所 駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
-----	-------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

県議本人

領収書

車室 No.27

入庫時刻 11月26日 13時12分
精算時刻 11月26日 17時58分

受領金額 600円
時間券(S01) 1枚
2020年11月26日17時58分 発行

⑤ 中川浩

マルエツ入間川店第1駐車場

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 12

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 ⑧: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
--------------------------	--

支出年月日	2020年12月6日他	支出額	1200 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代(事務所) ※使途基準の「主な例」を参考に記載
-----	--------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

.....**領収書**.....

-----車室 No.62-----

入庫時刻 12月06日 10時28分
 精算時刻 12月06日 21時34分
 受領金額 600円
 2020年12月06日21時35分 発行

マルエツ入間川店第2駐車場

県議 本人分

12月6日 600円
 12月11日 400円
 12月12日 200円

 1200円

⑤ 中川浩

.....**領収書**.....

-----車室 No.14-----

入庫時刻 12月11日 12時32分
 精算時刻 12月12日 02時16分
 受領金額 400円
 時間券(S01) 1枚
 2020年12月12日02時17分 発行

マルエツ入間川店第2駐車場

.....**領収書**.....

-----車室 No.16-----

入庫時刻 12月12日 11時48分
 精算時刻 12月12日 14時33分
 受領金額 200円
 時間券(S01) 1枚
 2020年12月12日14時33分 発行

マルエツ入間川店第1駐車場

⑤ 中川浩

ないこと。
 が足りない場合
 枝番)を付すこ
 途(「ただし、C
 い場合は、余白

※ 領収宛名
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。
かるような記載)、④発行者、⑤

整理番号 20

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 ⑩:交通費

支出年月日	2020年12月17日(⑩)	支出額	1,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 駐車場代
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

領収書

領収書

領収書

車室 No.8

車室 No.47

車室 No.33

入庫時刻 12月17日 12時58分
精算時刻 12月17日 20時58分

入庫時刻 12月23日 18時10分
精算時刻 12月23日 20時42分

入庫時刻 12月24日 10時03分
精算時刻 12月24日 12時46分

受領金額 600円
2020年12月17日20時59分 発行

受領金額 200円
時間券(S01) 1枚
2020年12月23日20時42分 発行

受領金額 200円
時間券(S01) 1枚
2020年12月24日12時46分 発行

マルエツ入間川店第2駐車場

マルエツ入間川店第2駐車場

マルエツ入間川店第1駐車場

⑤ 中川 浩

⑤ 中川 浩

⑤ 中川 浩

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 27

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 2020年12月24日	支出額 56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載	

支出の 途	事務所家賃(1月分) ※用途基準の「主な例」を参考に記載
----------	---------------------------------

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

$$(70,000円 + ⑦330円) \times 80\% = 56,264円$$

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。
 ◎お取引金額をお確かめください。
 ◎お取引後残高欄の金額欄部に「-」印がある場合はお借入金残高を表わします。

お取扱日	取扱店番	機番	取扱番号
2-12-24	095	41	0977
金融機関コード	口座番号		
万円	5千円	2千円	千円
7	3	3	
お取引内容	お取引金額		
お振り込み	¥70,000		
取扱時間	受付番号	お取引後残高	
12:17	0019		

ご案内またはお振込内容
 振込手数料 ¥330 手数料 ¥0



ご依頼人 電話 090-3310-9234
 ナカカワヒロシ 様

お釣 ¥0

埼玉縣信用金庫

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐輪場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 30

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2020年12月24日	支出額	400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	※使途基準の「主な例」を参考に記載 馬主車場代
----	----------------------------

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

有料 マルエツ馬主車場
 馬主車場代 400円
 議員本人 事務所

領収書

-----車室 No.15-----

入庫時刻 12月24日 15時28分
 精算時刻 12月24日 20時58分

受領金額 400円
 時間券(S01) 1枚
 2020年12月24日20時58分 発行

⑤ 中川 浩

マルエツ入間川店第2駐車場

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 31

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2020年2月25日	支出額	400円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	-------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

有料 マリエツ駐車場
400円
議員本人

領収書

-----車室 No.15-----

入庫時刻 12月25日 11時56分
 精算時刻 12月25日 18時49分
 受領金額 400円
 時間券(S01) 1枚
 2020年12月25日18時50分 発行

⑤ 中川 浩

マルエツ入間川店第2駐車場

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 34

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 ⑩:交通費

支出年月日	2020年12月27日	支出額	600円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

用途	事務所 駐車場代 ※用途基準の「主な例」を参考に記載
----	-------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

有料マルエツ馬主車場代 600円
議員本人

領収書

車室 No.12

入庫時刻 12月27日 14時28分
精算時刻 12月27日 19時44分

受領金額 600円
2020年12月27日19時44分 発行

⑤ 中川 浩

マルエツ入間川店第2駐車場

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 13

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年1月5日	支出額	700円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	馬車場代
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

料 マルエツ馬車場 700円

議員本人
事務所

領収書

車室 No.15

入庫時刻 01月05日 15時19分
精算時刻 01月05日 22時23分

受領金額 700円
2021年01月05日22時23分 発行

⑤ 中川 浩

マルエツ入間川店第2駐車場

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
- ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 20

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(Note: In the original image, '7:事務所費' is circled.)

支出年月日	2021年1月7日	支出額	200 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

① 用途 ※ 用途基準の「主な例」を参考に記載	駐車場代 (事務所)
----------------------------	------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

有料 マルエツ入間川店第2駐車場 200円

議員本人

領収書

----- 車室 No.11 -----

入庫時刻 01月06日 15時25分
 精算時刻 01月07日 01時08分

受領金額 200円
 時間券(S01) 2枚
 2021年01月07日01時08分 発行

⑤ 中川 浩

----- マルエツ入間川店第2駐車場 -----

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 29

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
【経常的経費】	
6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2021年1月25日	支出額	1,800 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車場代 (事務所) ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	---------------------------------

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

事務員勤務のため

1/25 800円

1/26 1000円

1800円

領収書

領収書

-----車室 No.37-----

-----車室 No.1-----

入庫時刻 01月25日 10時44分
 精算時刻 01月25日 16時39分

入庫時刻 01月26日 10時47分
 精算時刻 01月26日 17時23分

受領金額 800円
 時間券(S01) 1枚
 2021年01月25日16時39分 発行

受領金額 1000円
 時間券(S01) 1枚
 2021年01月26日17時23分 発行

マルエツ入間川店第1駐車場

マルエツ入間川店第1駐車場

⑤: 中川 浩

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 3

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10 交通費

支出年月日	2021年2月1日	支出額	200円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

用途	事務所 馬主車場代
※ 用途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

マルエツ馬主車場
議員本人

領収書

車室 No.10

入庫時刻 02月01日 14時39分
精算時刻 02月01日 18時16分

受領金額 200円
時間券(S01) 1枚
2021年02月01日18時17分 発行

⑤
中
川
浩

マルエツ入間川店第2駐車場

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 24

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年2月22日	支出額	56352 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 3月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

口座名義 中川 浩
 03-222 振込 70,000 家賃
 03-222 為替手数料 440 アリコ テスウリヨク 3月分

$70000円 + 440 = 70440円$
 $70440円 \times 80\% = 56352円$

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください

年月日	取扱店番	お取引内容
030222	02954	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
0822		
時刻	税込手数料	お取引金額
13.02	¥440*	¥70,000*
お取引できない場合	残高	

ご案内	*****	
お振込先は	*****	

ご依頼人は	ナカガワ ヒロツ様	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐輪場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 17

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年3月6日	支出額	600円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	馬主車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	----------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

支払先 マルエツ

議員本人 事務所へ

領収書

-----車室 No.14-----

入庫時刻 03月06日 14時46分
 精算時刻 03月06日 20時45分

受領金額 600円
 2021年03月06日20時46分 発行

⑤
 中
 川
 浩

マルエツ入間川店第2駐車場

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 24

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年3月23日	支出額	56,352 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

用途	事務所家賃(4月分)
※ 使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

口座名義
中川 浩

03-323 租税 ★70,000
03-323 為替手数料 ★440

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ちください。

年月日	取扱店番	お取引内容
030323	02954	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
7921		口座番号
時刻	税込手数料	お取引金額
13.36	¥440*	¥70,000*
お取扱いできない場合	残高	

ご案内	*****	
お振込先は	*****	
ご依頼人は	*****	
	ナカカワ ヒロツ様	

$$(70,000 \text{円} + 440 \text{円}) \times 80\% = 56,352 \text{円}$$

い場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示				
名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月	
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	事務所、住居
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし	
		駐輪場		なし

頭書2 契約種類、期間				
種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日	(3 年間)

頭書3 条件					
賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。				
用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人

頭書4 更新に関する事項				
更新	合意のうえ更新することができます。(3 年間)			

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。